

(目的)

第1条 氷見市内の個人事業者又は市内に事業所を有する法人若しくは団体（以下「市内事業者」という。）が販売する対象商品を氷見地域日本農業遺産応援商品（以下「応援商品」という。）として登録し、日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）、応援メッセージ等を応援商品に表示することにより、氷見地域日本農業遺産の価値及び応援商品の魅力を発信し、もって氷見地域日本農業遺産のブランド化を図ることを目的とする。

(対象商品)

第2条 登録の対象となるのは、氷見地域日本農業遺産を応援する市内事業者が販売する商品であり、かつ、地方税法第37条の2第2項第3号に定める基準に適合するもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 氷見市内で生産された農林水産物
- (2) 氷見市内で原材料の主要な部分が生産された食品
- (3) 氷見市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じている食品
- (4) その他会長が認めるもの

(登録の申請)

第3条 応援商品を登録しようとする者は、あらかじめ「氷見地域日本農業遺産応援商品登録申請書（別記様式第1号）」に次に掲げる資料を添えて、提出するものとする。

- (1) 応援商品におけるロゴマーク等の表示案
- (2) その他会長が必要と認める書類

(登録基準)

第4条 次のいずれかに該当する場合は、応援商品の登録を承認しないものとする。

- (1) 日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」のイメージ又は価値を害するおそれがある場合
- (2) 「日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」ロゴマーク使用基準」（令和4年5月20日議決）（以下「ロゴマーク使用基準」という。）を満たしていない場合
- (3) 第三者の利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に使用すると認められる場合
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反すると認められる場合

(登録の承認)

第5条 第3条の規定による登録の申請があった場合には、会長は、前条の登録基準に基づいて応援商品の登録の可否を判断し、「氷見地域日本農業遺産応援商品登録承認書（以下「登録承認書」という。）（別記様式第2号）」又は「氷見地域日本農業遺産応援商品登録不承認通知書（別記様式第3号）」により、承認の適否を通知するものとする。

(登録期限)

第6条 応援商品の登録期間は、承認の日から3年とし、登録期間の満了後に引き続き登録しようとするときは、改めて第3条の規定による登録の申請を行い、承認を受けなければならない。

(ロゴマーク等の表示)

第7条 応援商品にはロゴマーク及び次の各号に掲げるものを表示するものとする。

- (1) 氷見地域日本農業遺産への応援メッセージ
- (2) 氷見農業遺産推進協議会ホームページを表示できるQRコード

2 応援商品でのロゴマーク等の表示に要する経費は、登録者の負担とする。

(遵守事項)

第8条 登録者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマーク使用基準に沿って行うこと。
- (2) 登録承認された応援商品のみロゴマークを使用すること。
- (3) 応援商品の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの登録要綱の規定に違反することがないよう管理及び監督のために必要な措置を講じること。

(画像データの提出)

第9条 登録者は、第5条に基づく登録の承認後、ロゴマーク等を表示した応援商品の画像データを速やかに協議会事務局に提出するものとする。

(登録の変更)

第10条 応援商品に変更がある場合には、「氷見地域日本農業遺産応援商品登録内容変更承認申請書(別記様式第4号)」に次に掲げる資料を添えて、協議会事務局に提出するものとする。なお、第2条第2号に該当する応援商品で、使用する氷見市で生産する農林水産物に変更がある場合は、新たに登録の申請を行うものとする。

- (1) 応援商品におけるロゴマーク等の表示を変更する場合は、変更後の表示案
- (2) その他協議会が必要と認める書類

(登録変更の承認)

第11条 前条の規定による変更承認の申請があった場合には、会長は、第4条の登録基準に基づいて応援商品の登録の可否を判断し、「氷見地域日本農業遺産応援商品登録内容変更承認書(別記様式第5号)」又は「氷見地域日本農業遺産応援商品登録内容変更不承認通知書(別記様式第6号)」により、承認の適否を通知するものとする。

(登録の取下げ)

第12条 応援商品の登録を取り下げようとするときは、「氷見地域日本農業遺産応援商品登録取下届(別記様式第7号)」により届け出ることとする。

(改善の指示)

第13条 会長は、登録者がこの登録要綱を遵守せずに応援商品を登録している場合は、承認後であっても登録者に改善を指示することができる。

(登録の取消し)

第14条 前条の改善指示に従わない場合には、会長はロゴマークの登録承認を取り消すことができる。

(登録承認の性質)

第15条 この登録要綱に基づく登録承認は、応援商品又は登録者について協議会による推奨又は品質保証を行うものではない。

(登録料)

第16条 応援商品の登録は、無料とする。

(問題への対応)

第17条 応援商品の登録に起因する問題が起こった場合は、協議会及び氷見市は一切の責任を負わず、速やかに協議会事務局に報告するとともに、登録者において解決を図るものとする。

(登録者の責務)

第18条 登録者は、信義に従い、誠実にこの登録要綱を履行しなければならない。

(その他)

第19条 この登録要綱に定めるもののほか、応援商品の登録に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この登録要綱は、令和6年6月1日から施行する。